

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年2月26日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500698号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2500039号

## 第1 結論

昭和45年\*月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年\*月から昭和50年3月まで

私は、20歳となった昭和45年当時、両親の勧めにより国民年金に加入することとなり、加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付は両親に任せていた。

両親は、私の国民年金の加入手続については、A市役所のB支所で行い、国民年金保険料は、両親が自宅近くのC農協D支店又はE郵便局で両親の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと思う。

請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者が20歳となった昭和45年に両親が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行ってくれたとする両親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者に係る国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)\*の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和50年8月頃に行われたものと推認でき、請求者が主張する加入手続時期と符合しない上、当該加入手続が行われるまで請求者は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間当時に住民登録していたA市は、当該期間当時の国民年金に係る資料は保管していない旨回答している。

加えて、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査においても、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500732号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2500038号

## 第1 結論

昭和61年4月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から昭和63年3月まで

請求期間の前後の期間は国民年金被保険者期間となっているのに対し、請求期間は国民年金に未加入の期間とされている。請求期間について、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた可能性があるため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、母親がこれらを行った可能性はあるが、母親は物忘れのため回答できない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)\*において、国民年金被保険者資格取得年月日を平成3年5月1日とする処理が平成5年5月10日に行われていることから、同年5月頃に行われたと推認でき、請求者が、請求期間に国民年金に加入した記録は確認できないことから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が住民登録をしているA市から提出された資料によると、請求者の国民年金被保険者記録はオンライン記録と一致しており、同市においても、請求期間は国民年金に未加入の期間として記録されている。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。